

## 令和7年度 ながふじ学府小中一体校防火設備定期調査業務仕様書

### 1 目 的

建築基準法第12条の3に基づく防火設備の定期調査及び報告業務について、有資格者による検査を実施する。

### 2 対象施設

豊田北部小学校・豊田中学校（ながふじ学府小中一体校）磐田市加茂243番地

### 3 業務期間

契約日の翌日から令和7年12月5日まで

### 4 業務内容及び回数

防火設備定期検査報告 1回 （夏休み期間中が望ましい）

### 5 対象設備

防火設備（別添 防火区画図を参照）

- |                     |      |
|---------------------|------|
| (1) 防火扉             | 28 枚 |
| (2) 防火シャッター         | 43 枚 |
| (3) 防火シートシャッター      | 1 枚  |
| (4) 複合制御盤（自火報受信機併設） | 1 台  |

### 6 検査の実施

#### (1) 一括再委託等の禁止

- ① 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、あらかじめ発注者の承諾をえなければならない。
- ③ 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又はその名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (2) 検査者の資格

一級建築士、二級建築士、防火設備検査員のいずれかの資格を有していること。

- #### (3) 契約締結後速やかに、「検査員の一覧名簿」を提出すること。なお、同一覧名簿には、検査を行う物件について、防火設備検査員等の報告、記載をするものとする。

- #### (4) 契約締結後速やかに、同一覧名簿記載の検査員の資格を証明する免状等の写しを提出すること。

- #### (5) 契約締結後速やかに、同一覧名簿記載の検査員と受注者間の雇用関係を証

明する公的な書面（健康保険証の写し）を提出すること。

- (6) 検査時には、身分証明書の写し及び雇用関係を証明する公的な書面（健康保険証の写し等）を提出すること。

- (7) 検査に必要な機材は自らの保有する機材にて実施すること。

## 7 定期調査報告書（業務完了報告書）の作成及び提出

防火設備の定期検査については、調査終了後、報告書類一式（生・副）を作成し、磐田市に代わり、報告書類一式を静岡県袋井土木事務所建築住宅課へ提出すること。また副本を磐田市へ提出すること（原則電子媒体での提出）。

提出書類一式の詳細は静岡県公式ホームページを参照すること。

## 8 業務規律

調査を実施するに当たっては、下記に留意すること。

- (1) 検査日時の決定

検査員は学校へ連絡して、検査日時を決め日程表を作成し、磐田市へ報告すること。

- (2) 検査日時の厳守

点検・検査日時は慎重かつ無理のないように決め、約束した調査日時は厳守すること。

- (3) 検査の実施

検査の実施にあたり、「点検作業員の一覧名簿」に記載された者が、自らの保有する点検に必要な機材を用いて点検をおこなうこと。

- (4) 検査の安全確認

点検・検査を実施するにあたっては、安全性について十分確認した上行う。危険が感じられた場合は速やかに次善の安全な方法に切替えること。

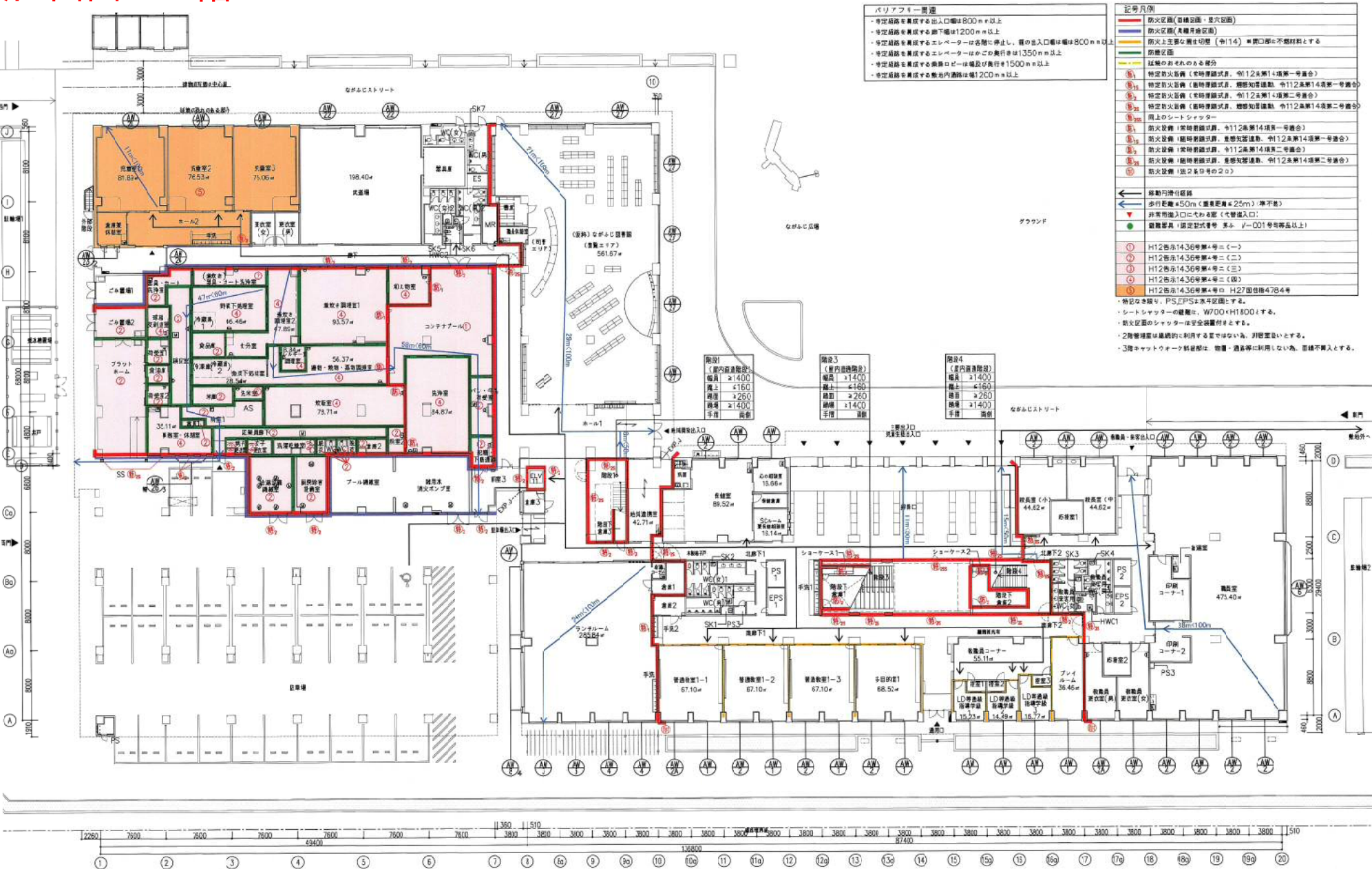
- (5) 学校授業の妨害、器物等の損傷の防止

学校授業の妨害とならないように配慮するとともに、建物・機器・器具等に損傷を与えないよう留意すること。

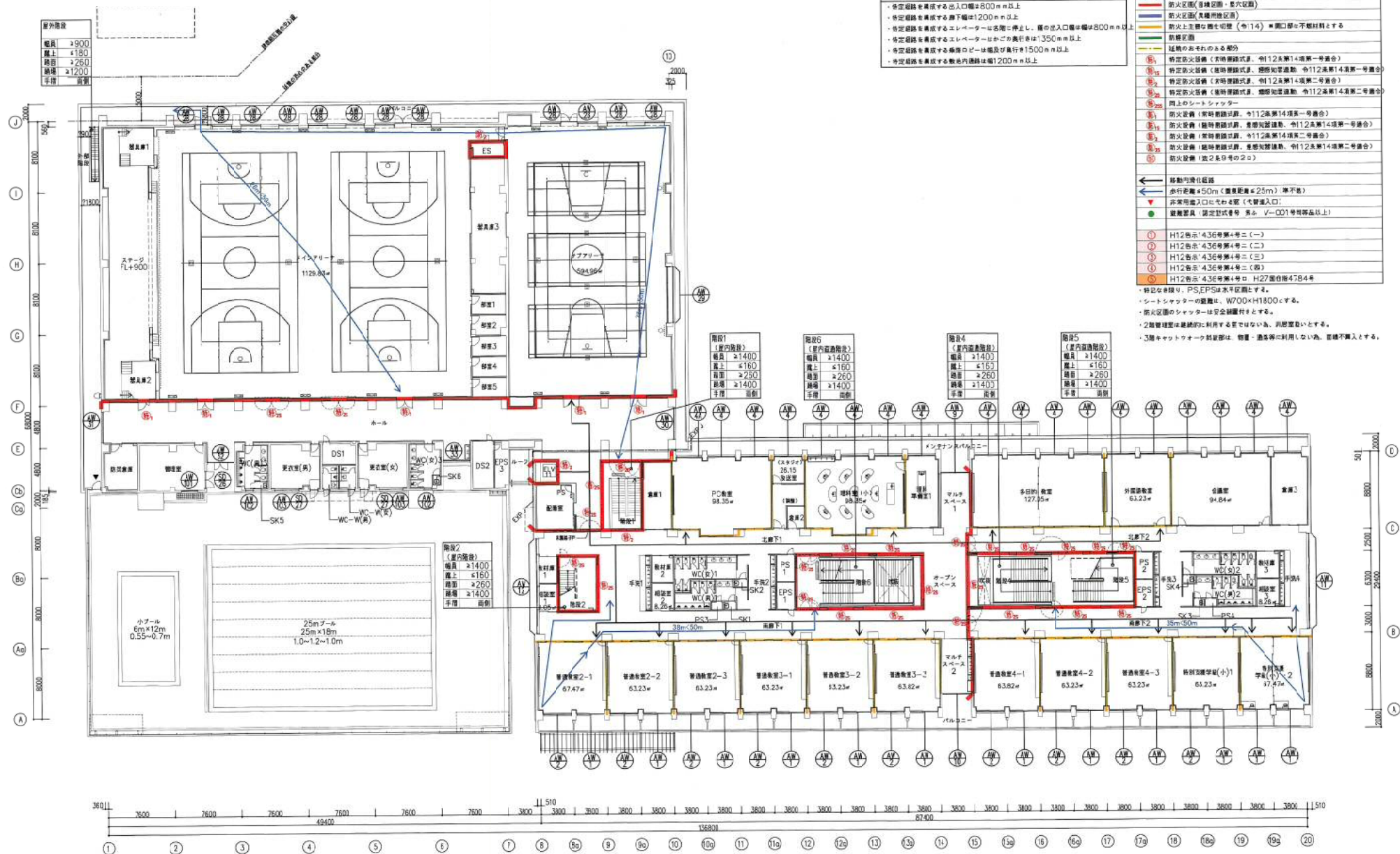
## 9 秘密保持義務

検査業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。又は自己の利益のために使用してはならない。

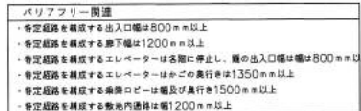
## 防火区画図 1階



## 防火区画図 2階



### 3 階



① 防火区画(非線形区画、穴欠区画)

② 防火区画(異断形非線形区画)

③ 防火上主要な壁仕切壁 (令14) ※開口部は不燃材料とする

④ 避難区画

⑤ 延焼の恐れのある部分

⑥ 特定防火区域(大規模建築物、令12第14条第1項第1号書)

⑦ 特定防火区域(集会所等)、建築物避難部、令12第14条第1項第2号書

⑧ 特定防火区域(大規模建築物)、令12第14条第2項第1号書

⑨ 特定防火区域(集会所等)、建築物避難部、令12第14条第2項第2号書

⑩ 同上のシームレスシャー

⑪ 防火区画(常時閉鎖型)、令12第14条第1項第1号書

⑫ 防火区画(常時閉鎖型)、建築物避難部、令12第14条第1項第2号書

⑬ 防火区画(常時閉鎖型)、令12第14条第2項第1号書

⑭ 防火区画(常時閉鎖型)、建築物避難部、令12第14条第2項第2号書

⑮ 防火区画(第2号の2の2)

⑯ 建築物防火区画組

⑰ 歩行距離<50m(重量超過25m)(不燃性)

⑱ 非常用出入口に貼る(不燃性)出入口

⑲ 避難経路(認定式型番 第1-Y-01型以降経路以上)

① H12告示14.36第4号第一(一)

② H12告示14.36第4号第二(二)

③ H12告示14.36第4号第二(三)

④ H12告示14.36第4号第二(四)

⑤ H12告示14.36第4号第二(五)

⑥ H12告示14.36第4号第二(六)

⑦ H12告示14.36第4号第二(七)

⑧ H12告示14.36第4号第二(八)

⑨ H12告示14.36第4号第二(九)

⑩ H12告示14.36第4号第二(十)

⑪ H12告示14.36第4号第二(十一)

⑫ H12告示14.36第4号第二(十二)

⑬ H12告示14.36第4号第二(十三)

⑭ H12告示14.36第4号第二(十四)

⑮ H12告示14.36第4号第二(十五)

⑯ H12告示14.36第4号第二(十六)

⑰ H12告示14.36第4号第二(十七)

⑱ H12告示14.36第4号第二(十八)

⑲ H12告示14.36第4号第二(十九)

⑳ H12告示14.36第4号第二(二十)

㉑ H12告示14.36第4号第二(二十一)

㉒ H12告示14.36第4号第二(二十二)

㉓ H12告示14.36第4号第二(二十三)

㉔ H12告示14.36第4号第二(二十四)

㉕ H12告示14.36第4号第二(二十五)

㉖ H12告示14.36第4号第二(二十六)

㉗ H12告示14.36第4号第二(二十七)

㉘ H12告示14.36第4号第二(二十八)

㉙ H12告示14.36第4号第二(二十九)

㉚ H12告示14.36第4号第二(三十)

㉛ H12告示14.36第4号第二(三十一)

㉜ H12告示14.36第4号第二(三十二)

㉝ H12告示14.36第4号第二(三十三)

㉞ H12告示14.36第4号第二(三十四)

㉟ H12告示14.36第4号第二(三十五)

㊱ H12告示14.36第4号第二(三十六)

㊲ H12告示14.36第4号第二(三十七)

㊳ H12告示14.36第4号第二(三十八)

㊴ H12告示14.36第4号第二(三十九)

㊵ H12告示14.36第4号第二(四十)

㊶ H12告示14.36第4号第二(四十一)

㊷ H12告示14.36第4号第二(四十二)

㊸ H12告示14.36第4号第二(四十三)

㊹ H12告示14.36第4号第二(四十四)

㊺ H12告示14.36第4号第二(四十五)

㊻ H12告示14.36第4号第二(四十六)

㊼ H12告示14.36第4号第二(四十七)

㊽ H12告示14.36第4号第二(四十八)

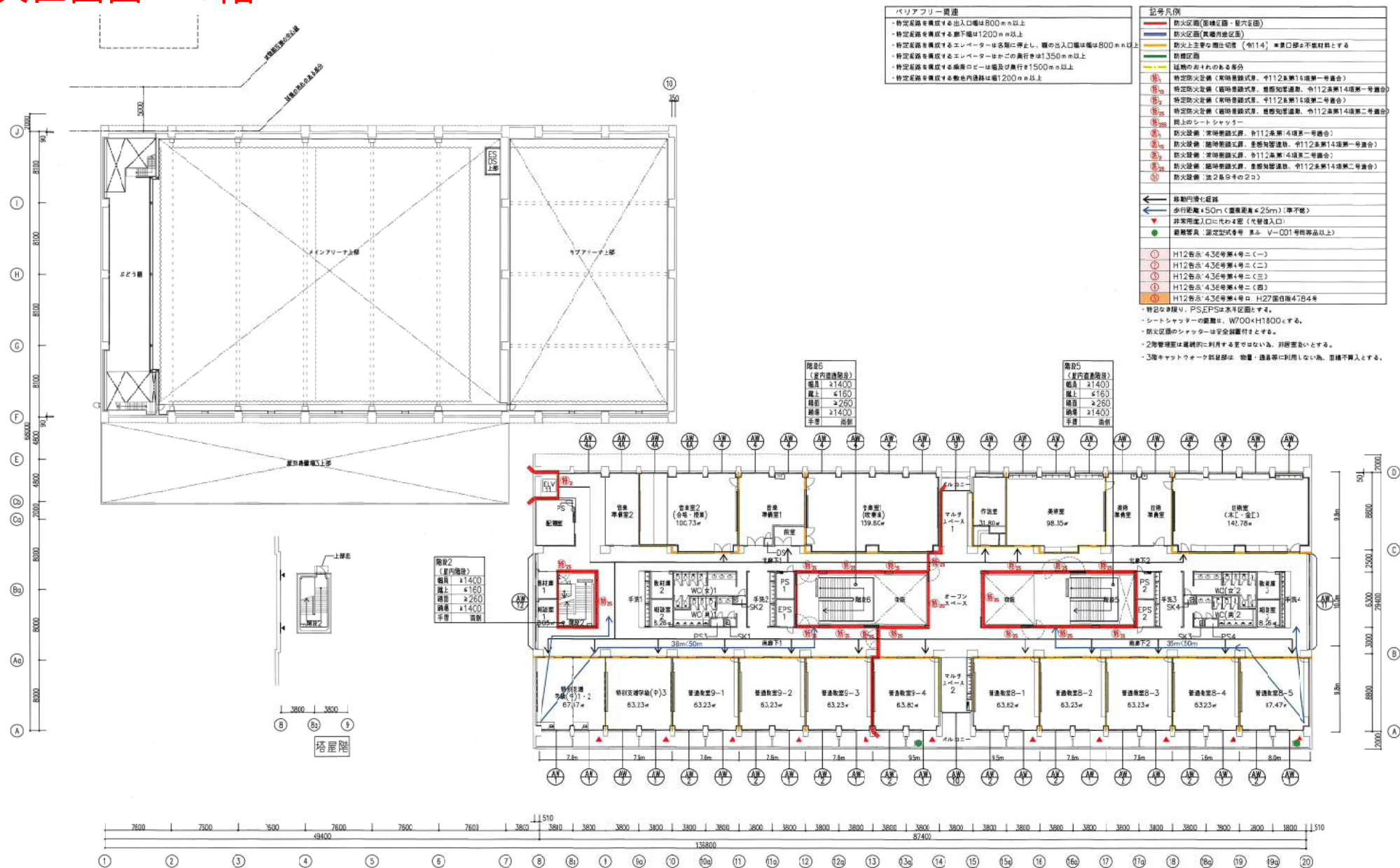
㊾ H12告示14.36第4号第二(四十九)

㊿ H12告示14.36第4号第二(五十)

- ・時々なき限り、PS、IPSを希望区画とする。
- ・シートシャッターの建設は、W700×H1800とする。
- ・防火区画のシャッターは安全装置付とする。
- ・2階管理室は施錠的に利用する室ではない、非禁煙室とする。
- ・3階ネットワーク制御室は、物置、倉庫等に利用しない。直結不算入とする。

収容人数=380人 避難器具設置判定: 400人 $\geq$ 380人

防火区画図 4階



収容人数=363人 避難器具設置判定: 400人≧363人